

甲州市告示第 138 号

次に掲げる書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明なため郵便による送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達する。

なお、この公示送達にかかる書類は、甲州市役所税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 9 月 29 日

甲州市長 鈴木 幹 夫



- 1 送達すべき書類の名称
令和8年度 軽自動車税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名
望月 和也

掲示期間：令和8年10月13日まで